

## 第447回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年7月17日(水)
- 2 開催年月日 令和6年8月20日(火)午後1時30分から午後2時37分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

### 委員(11名)

渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、平井俊朗委員、湊謙委員、藏徳平委員、梔健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席4名：大井誠治会長、菅野信弘委員、八木橋美紀委員、金澤秀男委員]

### 岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、高梨主任、片寄技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、阿部県北広域振興局水産部長、荒木大船渡水産振興センター水産振興課長、佐藤宮古水産振興センター所長、神水産技術センター所長、前川漁業取締事務所長

### 事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

### 傍聴者

岩手県沿岸漁船漁業組合 事務局長 赤平英之

### 報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑

## 5 委員会の議事

- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)
- 第2号議案 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)
- 第3号議案 船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について
- 第4号議案 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
- 第5号議案 岩手県海区漁業調整委員会委員の辞任願について
- 第6号議案 会長及び会長代理の選出について

## 6 報告事項

令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋北部系群）の漁獲可能量の変更について

## 7 委員会の経過

### 横沢事務局長

定刻となりましたが、大井会長から岩手海区漁業調整委員会委員の辞任願が提出されるとともに、本日は欠席となりましたことから、小川原会長代理から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 小川原会長代理

ただ今から、第447回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただき、ありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席いただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、「知事許可漁業の制限措置等」と「特定水産資源の漁獲可能量の変更」の諮問2件、「さけ・ますの採捕制限」と「ひらめの採捕制限」に関する委員会指示2件のほか、委員に関する議案2件となっております。

そのほか、報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほどを、お願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

### 横沢事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、小川原会長代理をお願いいたします。

### 小川原会長代理

それでは、さっそく議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、大井会長、金澤委員、菅野委員、八木橋委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、湊委員と平井委員をお願いいたします。

### 小川原会長代理

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

### 横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙、こちらの資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号、第2号、第13号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及

び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、当委員会の意見を求められているものとございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の 15 ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに 15 ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 1 号の「あわび漁業」、第 2 号の「なまこ漁業」、第 13 号の「さけはえなわ漁業」、及び第 14 号の「いるか突棒漁業」の 4 つの漁業が対象でございます。この漁業の許可に際し制限措置として定める項目等につきましては、16 ページから 17 ページにございますが、これまで同様の知事からの諮問のあった際に説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1 ページを御覧願います。令和 6 年 8 月 2 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令と、その関係条項が整理されておりまして結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、対象となる 4 つの漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、第 1 号議案「知事許可漁業の制限措置等について」御説明させていただきます。以降着座にて失礼いたします。

初めに、資料の 12 ページ「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。12 ページでございます。知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶や漁業者の数等、上段の表の着色した項目を「制限措置」として定め、その内容を予め公示するとされております。今回お諮りするの、(3) の上の表、操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類のうち、12 「さけはえ縄漁業」、13 「県外船を対象としたいるか突棒漁業」と下段の表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち 2 「あわび漁業」と 3 「なまこ漁業」でございます。

今回諮問の対象となる漁業に係る制限措置について御説明いたしますので、次のページにあります 2 制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」についてを御覧下さい。まず、(1) 操業区域を漁業権区域内とするあわび漁業及びなまこ漁業について、でございます。アのあわび漁業とイのあわび潜水器漁業については、共同漁業権の区域内において、漁業権者等があわびを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は「定めなし」とするものとございます。次にウのなまこ潜水器漁業については、第二種共同漁業権区域内において、漁業権者から同意を得た者がなまこを採捕

するものであり、要望のあった二共第1号漁場において、1件の許可枠を公示しようとするものでございます。次に(2)操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする、あわび漁業及びなまこ漁業についてでございます。当該漁業は共同漁業権が設定されていない海域で、あわび又はなまこを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえて、あわびで合計293件、なまこでは、大船渡地区で52件の許可枠を公示しようとするものでございます。以上の漁業種類につきましては、資料2ページから7ページに公示案を御示ししてございますので後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして資料14ページの(3)操業区域を岩手県沖合海域とする知事許可漁業について、御説明いたします。資料14ページでございます。アのさけはえ縄漁業につきましては、県が定めた隻数の最高限度を超えないよう、国から通達されており、要望調査の結果、許可の要望数が、枠内に収まっておりましたので、要望数と同数の許可枠を定めようとするものでございます。許可枠は操業区域1で97件、操業区域2で47件の公示を予定してございます。資料8ページから9ページにその公示案を御示ししてございます。最後に、イの県外船を対象とした、いるか突棒漁業について御説明いたします。当該漁業については、道県毎に相互の許可枠の調整を行ってきた経緯を考慮いたしまして、要望数と同数の合計3件を許可枠として公示するものでございます。資料10ページから11ページにその公示案を御示ししてございますので、後ほど御確認をお願いします。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 小川原会長代理

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

#### 小川原会長代理

御意見等が無ければ、お諮りしたいと思います。第1号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 小川原会長代理

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

#### 小川原会長代理

続きまして、第2号議案「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

#### 横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料、こちらを

御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、令和6管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)について、漁業法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、8ページに抜粋しております。関係する箇所を太字としまして、下線を引いて表記しておりますが、これまでも漁獲可能量を定める諮問の際、関係条項を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは1ページを御覧願います。令和6年7月17日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文では、くろまぐろの小型魚及び大型魚に係る知事管理漁獲可能量を変更したいので、委員会の意見を求めることが記載されております。変更案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますが、その内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。第2号議案について御説明します。恐れ入りますが、以降着座にて説明させていただきます。

先に4ページを御覧願います。令和6年7月11日付けで、令和6年4月から令和7年3月までの令和6管理年度におけるくろまぐろの小型魚と大型魚について、国から本県の漁獲可能量について、小型魚を83.7トン、大型魚を79.8トンに変更した旨の通知がありました。これは、今年度の本県の漁獲量の配分について、関係する定置漁業者、漁船漁業者との協議を行った際、大型魚より多い小型魚の漁獲可能量について、昨年度と同様、追加配分後に県で留保している小型魚の漁獲可能量を大型魚の漁獲可能量へ振り替えることとして、事前に関係者から了承されていたもので、県から国に対し要望していたものが了承されたものでございます。5ページを御覧願います。これまでも説明しておりますが、漁獲可能量の配分の基準を示している岩手県資源管理方針でございます。めくって6ページの第3の1の後段を御覧願います。読上げます。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。とあります。同じく次の7ページにもくろまぐろ小型魚を規定している別紙1-5でございしますが、同様の規定となっております。今回、県の留保枠を知事管理区分に配分するに当たって諮問させていただく根拠となっておりますが、ここにつきましては、これまでも繰り返し御説明しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

戻りまして2ページを御覧願います。今回諮問いたします漁獲可能量の変更の公表案でございます。くろまぐろ小型魚の漁獲可能量を83.7トン、くろまぐろ大型魚の漁獲可能量を79.8トンとするものでございます。次に3ページを御覧願います。今回の変更案の新旧対照表でございます。左側が改正後、右側に現行を示しております。現行の欄をご覧いただきたいのですが、くろまぐろ小型魚の知事管理漁獲可能量を83.315トンとし、県の留保を4.385トンとしておりますが、左側の改正後では、この県の留保の内4トンをくろまぐろ大型魚に振り替え、残り0.385トンは、県で留保せず全てを知事管理漁獲可能量に繰り入れ83.7トンとするものでございます。また、くろまぐろ大型魚につきましては、現行では知事管理漁獲可能量を72.010トンとし、県の留保を3.790トンとしておりますが、改正後の方では、小型魚と同様県の留保をせずに漁獲可能量を全てと、小型魚から振り替え分も含めて知事管理漁獲可能量に繰り入れ79.8トンとする案でございます。

9ページを御覧願います。令和6年7月31日現在のくろまぐろ（小型魚）の漁獲状況の表でございます。左から2列目の①と示しているのが昨年度の令和5管理年度、同じく3列目の②となっておりますが、今年の令和6管理年度、4列目の方では前管理年度比を示してございます。4列目の前年度比を御覧願います。小型魚については4月は前年度比190パーセント、5月は150パーセントと早いペースで漁獲が推移しており、各定置漁場で放流による混獲回避の取り組み等で6月以降は前年度より漁獲が抑えられていますが、④の欄、合計の同期比を御覧いただきたいのですが、120パーセントとあり、令和5管理年度より小型魚の漁獲が積み上がっている状況にあります。一方、各定置漁場が自主ルールによる漁獲割り当てを遵守することにより、県全体の漁獲可能量の枠を超える見込みが無いことから、当初の予定通り小型魚の留保分の内4トンを大型魚に振り替えることとします。

10ページを御覧願います。くろまぐろ大型魚の漁獲状況の表でございます。同じく同期比のところ合計の④の欄を御覧願います。昨年度は4月に一部定置への大漁入網で県全体の漁獲可能量の89パーセントまで漁獲が積み上がった経緯を踏まえ、今年度は、大型魚も小型魚と同様各定置漁場に自主ルールによる漁獲割り当てを行っております。今年度は、前年度比の34パーセント、漁獲可能量の消化率は24パーセントとなっており、大型魚につきましてもこの自主ルールを遵守することにより、今後も県全体の漁獲可能量の枠を超える見込みは無いことから、小型魚から大型魚への振り替えによる増加分も含めて県の留保分すべてを知事管理漁獲可能量に配分することとします。なお、今回の変更の後、他県や大臣管理漁業からの融通制度等により漁獲可能量の変更があった場合には、急ぎ知事管理漁獲可能量に配分する必要があることから令和6年2月12日開催された第443回岩手海区漁業調整委員会でお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り機械的に知事管理漁獲可能と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明になりますが、今回の漁獲可能量を変更することに当たり、諮問の内容に変更を伴わない字句の修正については県に御一任いただくようお願いします。説明は以上でございます。よろしくお審議をお願いいたします。

#### 小川原会長代理

ただ今、第2号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」の発声)

#### 小川原会長代理

御意見がなければ、お諮りいたします。第2号議案について、異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 小川原会長代理

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

---

第2号議案終了

---

#### 小川原会長代理

続きまして第3号議案「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 大野事務局次長

事務局次長の大野でございます。

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。これ以降座って御説明させていただきます。

第3号議案、「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」、要旨、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止及びさけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について制限しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令として漁業法については、7ページを御覧ください。

漁業法第120条の、ゴシック・アンダーラインの部分ですが、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」となっております。

続いて、3ページを御覧願います。本委員会指示を必要とする理由について記載してございます。最初に、1の、はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止についてでございますが、この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るために、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動しているものでございます。今年度においても引き続き、はえ縄以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する必要があります。

次に、2の、さけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限についてでございますが、この指示は、平成2年度に、当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合から要望を受けまして、さけ延縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、引き続き当該漁業の操業時間及び操業の方法を制限するものでございます。

4ページを御覧願います。令和6年6月25日付けで当委員会の会長あてに、岩手県沿岸漁船漁業組合から「令和6年度さけ・ますの採捕に係る制限について（要望）」として、前年同様の内容で要望する旨の要望書が提出されております。

今年も、さけはえ縄漁業の操業が見込まれることから、事務局といたしましては、今年度におきましても、昨年度と同様の委員会指示の発動が必要と考えております。

それでは、1ページを御覧願います。

令和6年度の委員会指示案を御説明いたします。

読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。

日付けにつきましては、本日御承認いただければ、令和6年9月3日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、「1 制限の期間」、令和6年10月1日から令和7年2月28日まで。「2 制限の内容」以降につきましては、昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として、2ページにこの委員会指示の新旧対照表と、5ページ以降には、委員会指示の変遷やさけはえ縄漁業の概況に関する資料を添付しております。後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

また、この委員会指示につきましては、県報掲載にあたり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

それでは、御審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

#### 小川原会長代理

ただ今、第3号議案について事務局からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思います。

#### 小川原会長代理

御意見ございませんか。

(「異議なし」の発声)

**小川原会長代理**

御意見が無いようですので、お諮りいたします。

第3号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**小川原会長代理**

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第3号議案終了

---

**小川原会長代理**

続きまして、第4号議案「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

**大野事務局次長**

引き続き、事務局次長の**大野**でございます。座らせて御説明させていただきます。

第4号議案、「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、岩手県のひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について制限しようとするものでございます。

根拠法令の漁業法は、9ページに整理しておりますが、第3号議案と同じなので、説明は省略させていただきます。

今般の委員会指示につきましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望に対応し、平成19年から毎年発動してきております。

3ページを御覧願います。今年度におきましても、令和6年6月26日付けで当委員会の会長あてに、岩手県漁業協同組合連合会から「ヒラメの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について」として、前年と同様に、全長30センチメートル未満のヒラメの採捕の禁止や、委員会指示の発動期間を周年とすることなどの要望書が提出されております。

次に、5ページを御覧願います。これは、今年3月に、岩手県漁業協同組合連合会と岩手県水産技術センターが「岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性」として取りまとめた報告書から、ヒラメの資源動向等について抜粋したものでございます。

報告書では、水揚げ動向や資源動向について記述されておまして、全長組成や年齢別推定資源量などに関する調査結果から、本県のヒラメの“資源量水準は中位”で“資源動向は横ばい”にあると判断されることが記述されております。

6ページの下段の「資源管理に関するコメント」では、「安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、小型魚を確実に保護することが重要と考えられます。」と、整理されております。

事務局といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望と、調査研究に基づくヒラメの資源評価などを踏まえ、ヒラメ資源の繁殖保護を図るためには、ヒラメの採捕等について制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。

令和6年度の委員会指示案を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日御承認いただければ、令和5年9月3日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1 制限の期間 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで「2 制限の内容」以降につきましては、昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として、2ページに、この委員会指示の新旧対照表、4ページに、委員会指示の内容等の変遷、7ページ以降に、県内魚市場におけるひらめの水揚げ状況に関する資料等を添付しております。後で御覧ください。

また、この委員会指示につきましては、県報登載にあたり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

それでは、御審議の程、よろしく願います。以上です。

#### 小川原会長代理

ただ今、第4号議案について事務局より説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(湊委員「はい」の発声)

#### 小川原会長代理

はい、どうぞ。

#### 湊委員

この分にはいいわけなんですけど、今年はいつもの年よりかなり多くヒラメが漁獲されているわけなんです。今年、今までにどれくらいのトン数が水揚げされていますか。

#### 大野次長

すみません。7月末現在のヒラメの漁獲実績について、データを用意してございません。申し訳ございません。

(神水産技術センター所長「はい」の発声)

#### 小川原会長代理

水産技術センターの所長さんから。

## 神所長

水産技術センターの神でございます。ヒラメですけれども、6港、久慈、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡の6港の計で、41.78トン定置網の水揚げで、昨年度の1.7倍の水揚げとなっています。

## 湊委員

はい、どうもありがとうございます。

## 小川原会長代理

湊委員、よろしいですか。

## 湊委員

はい。

## 小川原会長代理

あと、御意見ございませんか。

(「なし」の発声)

## 小川原会長代理

無ければ、お諮りしたいと思います。

第4号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 小川原会長代理

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第4号議案終了

---

## 小川原会長代理

続きまして、第5号議案「岩手海区漁業調整委員会委員の辞任願について」を上程します。事務局より説明をお願いいたします。

## 横沢事務局長

それでは、第5号議案について御説明いたしますので、こちらの赤色の表紙の資料を御準備願います。第5号議案、「岩手海区漁業調整委員会委員の辞職願について」。要旨、岩手県知事から、大井誠治委員に関する辞任願を受理するに当たり、漁業法第141条の規定に基づき、当委員会の意見を求められているものでございます。大井誠治委員におかれましては、平成16年から当委員会の会長を務められ多大なる御尽力を賜りましたが、この度、委員を辞職したいとの申し出があったところでございます。3ページを御覧願います。漁業法第141条を抜粋しておりますが、下線を引いて表記してありますとおり、「委員は正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、辞任に当たっては当委員会の同意を要す

るものでございます。詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。それでは、岩手海区漁業調整委員会委員の辞任願につきまして、御説明させていただきます。以降着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

最初に3ページの2の根拠法令を御覧下さい。先ほど事務局から説明がございました、委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。とされてございます。この規定では、委員には公務遂行義務がございまして、委員会の運営に支障が生じる等、影響がございまして、正当な事由が無ければその職を辞することができないとされてございます。これは委員が恣意的に辞任したりすることで、海区漁業調整委員会の運営に支障が生じるなど、影響が大きいいため、辞任については、正当な事由があること、知事及び委員会の同意が必要であること、が規定されてございます。なお、正当な事由とは、法文上には明確に規定されてございませんが、逐条解説によれば、社会通念に従って判断するべきとされており、本人の意思や事情による辞任を不可能にするという趣旨ではないことを、明示してございます。

2ページ目にお戻りいただきまして、令和6年7月3日付けで当委員会の大井誠治委員から岩手県知事あてに一身上の都合による令和6年8月31日をもって委員を辞職したい旨の、届け出がございました。一身上の都合について御本人に確認させていただきましたところ今般、宮古漁業協同組合の代表理事組合長及び理事から退任したこと、又岩手県漁業協同組合連合会会長も退任したということから、海区委員についても辞任したいとのことでございました。説明は以上でございます。大井誠治委員の辞任についての委員会の同意の可否について、御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 小川原会長代理

ただ今、第5号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

(「意見なし」の発声)

#### 小川原会長代理

意見なしの声がありますので、お諮りいたします。

第5号議案について、正当な事由による辞任と認め、同意する方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 小川原会長代理

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので、正当な事由があるものとして辞任に同意することに決定いたします。

---

第5号議案終了

#### 小川原会長代理

それでは、第6号議案「会長及び会長代理の選出について」お諮りいたします。

会長の選出については、漁業法第137条第2項の規定により、委員が互選することにな

っております。

選出される会長及び会長代理の任期は、委員の任期が終了する令和7年3月31日までです。

会長の選出に当たっては、自薦及び他薦により候補者を選出し、候補者が複数の場合には、選出方法を改めてお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どなたか、御発言をお願いします。

(「異議なし」の発声)

#### 小川原会長代理

ただ今、委員の皆様から異議なしという御意見がございましたが、他にございませんか。

(三田地委員「はい」と発声)

#### 三田地委員

選任方法なのですが、これは立候補者の格好になるよう説明があった気がするんですが、私の場合この場は15名の委員になっている。今日は4名の欠席ということで11名な訳ですが、私個人としては推薦をしたいと思うのですから、それが認められれば、推薦したいのでよろしくをお願いします。

#### 横沢事務局長

この後、改めて委員の推薦についてお諮りいたします。

#### 小川原会長代理

ただ今、推薦という御意見もありましたので、自薦及び他薦により候補者を選出し、候補者が複数の場合には、選出方法を改めてお諮りすることといたします。

それでは、どなたか立候補、推薦をお願いいたします。

(三田地委員「はい」と発声)

#### 小川原会長代理

はいどうぞ。

#### 三田地委員

私は湊委員を推薦したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

#### 小川原会長代理

ただ今、湊委員さんを推薦との御意見がありましたが、他にはございませんか。

他に御意見が無ければ、湊委員さんを候補者といたしますが、湊委員さんよろしいでしょうか。

#### 湊委員

はい。

#### 小川原会長代理

それでは、お諮りいたします。湊委員を会長とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

はい、全員賛成ですので、湊委員を会長とすることに決定いたします。

以上で会長の選出を終わりたいと思います。

#### 横沢事務局長

それでは、会長との打合せのため、暫時休憩といたしまして、5分後の、14時22分、そちらの時計だと23分くらいになりますけれど、5分ほど休憩後、再開いたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

---

午後2時22分再開

#### 横沢事務局長

それでは、会長に再開していただきますとともに、御挨拶をお願いいたします。

#### 湊会長

それでは、委員会を再開いたします。

再開に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

先ほど、会長に選出いただきました、船越湾漁協の湊謙でございます。

令和7年3月までの任期となりますが、この委員会の役割を十分に果たし、本県の水産業の発展に努めて参りたいと思います。

当委員会の運営等に対する皆様方の御協力をお願い申し上げまして、会長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 横沢事務局長

ありがとうございました。会長には議事の進行につきまして、引き続きよろしくお願ひいたします。

#### 湊会長

それでは、次に「会長代理の選出について」でございますが、選出方法につきまして、前回の例を事務局から説明願ひます。

#### 横沢事務局長

はい、前回ですが、会長一任で選出しております。よろしくお願ひいたします。

#### 湊会長

前回は会長一任とのことでしたが、今回も同じ選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の複数の発声)

#### 湊会長

それでは、異議なしということで、互理委員を会長代理にお願いしたいと思います。

互理委員、よろしいでしょうか。

#### 互理委員

はい。

## 湊会長

皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の発声)

## 湊会長

それでは、亘理会長代理から、一言御挨拶をお願いします。

## 亘理委員

はい亘理でございます。一生懸命頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

## 湊会長

どうもありがとうございました。以上で第6号議案まで終了しました。次に報告事項に移ります。

---

### 第6号議案終了

---

## 湊会長

「令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について」県から説明をお願いします。

## 平嶋特命課長

それでは、御説明いたします。黄色の表紙の報告事項、令和6管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について、を説明させていただきます。恐れ入りますが、以後着座にて御説明させていただきます。

まず初めに7ページ、最後のページをご覧ください。参考資料として示しているものでございます。マイワシの漁獲可能量と漁獲実績の推移について、全国と岩手県の状況を示してございます。本県には令和元年から漁獲可能量の数量配分がなされており、火光利用敷網によるマイワシの試験操業の開始等もありましてグラフに示してあるとおり、令和3年度以降は毎年度当初の漁獲可能量から追加の配分を受けております。今年度も5月20日現在で当初の漁獲可能量の65パーセントを消化したことから国に対し要請し、漁獲可能量の配分を受けたことに伴い、漁獲可能量を変更するものでございます。

戻りまして、1ページを御覧願います。今般、農林水産大臣から令和6年1月から令和6年12月までの令和6管理年度におけるマイワシ太平洋系群について、本県漁獲可能量を22,700トンに変更した旨の通知が令和6年6月27日付でありました。2ページを御覧願います。令和5年12月14日において開催された第442回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、異議ない旨答申いただいた手続きにより、岩手県資源管理方針に従い、今般国の通知を受けて変更した漁獲可能量を令和6年6月27日付で知事管理区分に配分し2ページのとおりに公表しましたので、御報告いたします。飛びまして4ページを御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。5ページを御覧願います。マイワシ太平洋系群の具体的な資源管理方針別紙1-2でございますけれども、第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分し、残りを

県の留保枠に充てる。としております。また第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用するとありますので、この方針に基づき県の留保分についても設定するものでございます。

また、戻りまして3ページを御覧願います。新旧対照表でございます。表の右が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。表の左側、改正後を御覧願います。まいわし太平洋系群については、変更された本県漁獲可能量の95パーセントに当たる21,565トンと岩手県まいわし太平洋系群漁業へ、残りの1,135トンを県の留保枠に充てる変更も併せて行いましたので御報告いたします。説明については以上でございます。

#### 湊会長

ただ今、県の方から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

どなたか、ございませんか。

(「ありません」、「なし」の発声)

御意見等がなければ、その他に移ります。

---

報告事項終了

---

#### 湊会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

(「ありません」の発声)

#### 湊会長

県の方から情報提供はございませんか。

#### 野澤漁業調整課長

はい、水産振興課野澤と申します。先ほど、第5号議案の岩手海区漁業調整委員会委員の辞任について、御同意をいただいたところでございますが、今回の委員一名の欠員に対する補充の考え方につきまして、整理をしておりましたので情報提供させていただきます。漁業法第138条の委員の任命に関連した逐条解説によりますと、委員が一名欠員する毎に委員を補充する必要はないとしていること、委員の欠員が生じたことにより委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員を任命することが適当としていること、委員が欠けている場合は、少なくとも1年以内に新たな委員を選任できるよう推薦、募集を行うこと、とされてございます。これらのことを踏まえ、今回の委員一名の辞任に対する補充については、現在の委員の任期が令和7年3月31日までとなっており、残任期間が僅かであること、委員に1名の欠員が生じても委員の欠員に伴う委員会の所掌事務に支障きたさないことから、後任人事は補充しないこととしたところでございます。また、次期委員については、令和7年4月1日から令和11年3月31日の4年間の任期になりますが、現在次期委員の選任、任命に向けた事務を進めており、来月9月から委員候補者の公募を行う予定でございます。情報提供は以上になります。

## 湊会長

はい、今県の方から情報提供があったとおり、委員の補充はしないということでございます。次期委員の任命については、9月以降手続するそうなので、皆さんよろしくお願ひいたします。

あと、事務局から何かございませんか。

## 横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、10月1日火曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたします。また、その次の委員会ですけれども、11月19日火曜日、午前11時から、この会場で開催いたします。11月19日の当日は、委員会終了後、午後3時頃から仙台市におきまして、宮城海区漁業調整委員との交流会を予定しております、後日、御案内させていただきますので、併せてよろしくお願ひいたします。

また、本日の委員会閉会后に研修会を予定しておりますが、一部レイアウトを変更してから開会しますので、御了承をお願ひいたします。

それと、追加ですけれども、議事録署名委員につきまして、会議の冒頭で湊委員と平井委員を指名いただいたところですが、湊委員が会長に選出されたことから、湊委員は会長として議事録に署名していただきます。そのため、会長から議事録署名委員1名を指名し直していただきますようよろしくお願ひします。

## 湊会長

それでは、議事録署名委員についてでございますが、亘理委員にお願ひしたいと思ひますが、亘理さんよろしいですか。

## 亘理委員

はい。

## 湊会長

はい、それではよろしくお願ひします。

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、本当にありがとうございました。

---

終了（午後2時37分）

---